

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 従業員団体への補助金

Q : 当社では、各種サークルを設け、それぞれのサークルの加入員に応じ1人当たり年間5千円の補助金を出そうと思っています。

この場合、補助金は給与として課税することになるのでしょうか。

A : 各サークルの活動費用に充てられている限り給与として課税する必要はありません。

【解説】

会社が従業員の行うサークル活動の費用を負担した場合、福利厚生の一環として行われるものである限り、従業員に対する給与課税は行われません。ただし、サークル活動は、趣味を同じくする同好の人が集まって親睦を図るものであることから、特定の個人的な活動と判断されるようなものは給与課税が行われることとなります。

次のような要件を満たすものについては、従業員の福利厚生として行われているものとして取り扱われています。

- (1) サークルへの加入は、使用人が希望すれば自由に加入できること
- (2) 補助金は、サークル活動本来の目的にそって費消されること、また、その証跡が明らかになっていること
- (3) 補助金によって購入した用具、備品等は、サークルにおいて管理し、個人に分配されないこと

ご質問の場合も、会社が支出した金銭が各サークル本来の目的に従って使用されている限りは、給与として課税する必要はないと思います。



KIMIYO・I